

大阪府環境審議会条例改正前後対照表

改 正 後 (6/1施行)	環 境 審 議 会 條 例 現 行	自 然 環 境 保 全 審 議 会 條 例 現 行
範囲	範囲	範囲
第一条 環境基本法(平成五年法律第二百九十九号)第四十三条第一項及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第二百八十五号)第五十一条第一項に規定する審議会その他の会議開催の機関として、大阪府環境審議会(以下「審議会」という)を置く。	第一条 環境基本法(平成五年法律第二百九十九号)第四十二条第一項に規定する審議会その他の会議開催の機関として、大阪府環境審議会(以下「審議会」という)を置く。	第一条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第二百八十五号)第五十一条第一項に規定する審議会その他の会議開催の機関として、大阪府自然環境保全審議会(以下「審議会」という)を置く。
組織	組織	組織
第二条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員で組織する。 一 学識経験のある者二十人以内 二 府議会議員六人以内 三 市町村長三人以内	第二条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員で組織する。 一 学識経験のある者二十人以内 二 府議会議員八人以内 三 市町村長八人以内	第二条 審議会は、香齋三十人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の中から、知事が任命する。一 学識経験のある者 2 前項第一号に掲げる者につき任命された委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
臨時委員及び専門委員	専門委員	専門委員
第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要なときは、専門委員若干人を置くことができる。 2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要なときは、専門委員若干人を置くことができる。 3 臨時委員にあつては市町村長又は関係地方行政機関の長から、専門委員にあつては学識経験のある者のうちから、知事が任命する。	第三条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要なときは、専門委員若干人を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。	第三条 審議会に、専門の事項を調査させると必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。 2 専門委員は、知事が任命する。
会員	会員	会員
第四条 審議会に会長を置き、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから、香齋の選舉によってこれを定める。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。	第四条 審議会に会長を置き、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選舉によってこれを定める。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。	第四条 審議会に会長を置き、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから委員の選舉によってこれを定める。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
会議	会議	会議
第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 審議会は、委員会事に關係のある臨時委員を含む。次項において同じ。の三分の一以上が出席しない場合は会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 審議会は、委員の三分の一以上が出席しなければは会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 審議会は、委員の三分の一以上が出席しなければは会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

大阪府環境審議会条例改正前後対照表

改 正 後 (6/1施行)	環 境 審 議 会 条 例 現 行	自 然 環 境 保 全 審 議 会 条 例 現 行
4 市町村長のうちから任命された委員及び臨時委員に帯びあるときは、その職務を代理する者が並非に参与することができる。	4 第二条第一項第三号及び第五号に掲げる者につき任命された委員に帯びあるときは、その職務を代理する者が並非に参与することができる。	4 市町村長のうちから任命された委員に帯びあるときは、その職務を代理する者が並非に参与することができる。
部会		
第六条 審議会に次の各号に掲げる事項を調査させたり、当該各号に定める部会を置くことによる温泉法(昭和二十三年法律第百五十五号)の規定によりその権限に属された事項その他温泉行政に関する必要な事項 温泉部会	第六条 審議会に水質測定法(昭和四十五年法律第百三十八号)の規定によりその権限に属された事項のうち、同法第十六条第一項に規定する測定計画の作成に関すること 水質測定計画部会	第六条 審議会に温泉法(昭和二十二年法律第百一十五号)の規定によりその権限に属された事項その他温泉行政に関する必要な事項を調査させるために温泉部会を置く。
二 水質汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十九号)の規定によりその権限に属された事項のうち、同法第十六条第一項に規定する測定計画の作成に関すること 水質測定計画部会	二 水質汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十九号)の規定によりその権限に属された事項のうち、同法第十六条第一項に規定する測定計画の作成に関すること 水質測定計画部会を置く。	
三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定によりその権限に属された事項その他野生生物の保護に関する重要な事項 野生生物部会	三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定によりその権限に属された事項その他野生生物の保護に関する重要な事項 野生生物部会	
2 審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。	2 審議会は、水質測定計画部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。	2 審議会は、温泉部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。
3 部会に対する委員、臨時委員及び専門委員は、会員が指名する。	3 部会に対する委員及び専門委員は、会員が指名する。	3 部会に対する委員、臨時委員及び幹事は、会員が指名する。
4 部会に部会長を置き、会員が指名する委員がこれに当たる。	4 部会に部会長を置き、会員が指名する委員がこれに当たる。	4 部会に部会長を置き、会員が指名する委員がこれに当たる。
5 部会長は、部会の全務を処理する。	5 部会長は、部会の全務を処理する。	5 部会長は、部会の全務を処理する。
6 前二項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関する必要な事項は、審議会が定める。	6 前二項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関する必要な事項は、審議会が定める。	6 前二項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関する必要な事項は、審議会が定める。
7 前条の規定にかかるらず、審議会は、その定めるところにより、第一項各号に定める部会その他必要と認める部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。	7 前条の規定にかかるらず、審議会は、その定めるところにより、水質測定計画部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。	7 前条の規定にかかるらず、審議会はその定めるところにより、温泉部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
幹事		
第七条 審議会に幹事若干人を置く。	第七条 審議会に幹事若干人を置く。	第七条 審議会に幹事若干人を置く。
2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。	2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。	2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。	3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。	3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を助ける。
報酬		
第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万七百円として、幹事の報酬の額は、日額六千八百円とする。	第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万七百円として、幹事の報酬の額は、日額六千八百円とする。	第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万七百円として、幹事の報酬の額は、日額六千八百円とする。
2 委員、臨時委員、専門委員及び幹事(以下「委員等」という。)のうち府の職務に属する常勤の職にある者に対する報酬を支給しない。	2 委員、専門委員及び幹事(以下「委員等」という。)のうち府の職務に属する常勤の職にある者に対する報酬を支給しない。	2 委員、専門委員及び幹事(以下「委員等」という。)のうち府の職務に属する常勤の職である者に対する報酬を支給しない。
費用弁償		
第九条 委員、臨時委員及び専門委員の費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四号)に定める内閣総理大臣等の中のその他の者の相当額とする。	第九条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四号)に定める内閣総理大臣等の中の他の者の相当額とする。	第九条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四号)に定める内閣総理大臣等の中の他の者の相当額とする。

大阪府環境審議会条例改正前後対照表

改 正 後	6／1施行	環境審議会条例現行	自然環境保全審議会条例現行
2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算することとして、日当は、距離の遙近にかかわらず金額を支給する。	2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算することとして、日当は、距離の遙近にかかわらず金額を支給する。	2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算することとして、日当は、距離の遙近にかかわらず金額を支給する。	2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算することとして、日当は、距離の遙近にかかわらず金額を支給する。
3 幸事の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例昭和四十年大阪府条例第三十七号)による九級旅相当額とする。ただし、同条例第三項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額(指定期等にある者以外の者に限る)により支給する。	3 幸事の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例昭和四十年大阪府条例第三十七号)による九級旅相当額とする。ただし、同条例第三項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額(指定期等にある者以外の者に限る)により支給する。	3 幸事の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例昭和四十年大阪府条例第三十七号)による九級旅相当額とする。ただし、同条例第三項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額(指定期等にある者以外の者に限る)により支給する。	3 幸事の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例昭和四十年大阪府条例第三十七号)による九級旅相当額とする。ただし、同条例第三項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額(指定期等にある者以外の者に限る)により支給する。
4 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。	4 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。	4 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。	4 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
5 前各項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のために旅行した場合に支給される旅費相当額とする。	5 前各項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のために旅行した場合に支給される旅費相当額とする。	5 前各項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のために旅行した場合に支給される旅費相当額とする。	5 前各項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のために旅行した場合に支給される旅費相当額とする。
支給方法 第十条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関する事項に定めがない事項については、府長の例による。	支給方法 第十条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関する事項に定めがない事項については、府長の例による。	支給方法 第十条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関する事項に定めがない事項については、府長の例による。	支給方法 第十条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関する事項に定めがない事項については、府長の例による。
会食 第十一条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に因じ必要な事項は、会食が定める。	会食 第十一条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に因じ必要な事項は、会食が定める。	会食 第十一条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に因じ必要な事項は、会食が定める。	会食 第十一条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に因じ必要な事項は、会食が定める。